

議案第43号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年12月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

（三朝町職員定数条例の一部改正）

第1条 三朝町職員定数条例（昭和28年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会の事務部局及び公営企業に常時勤務する一般職の地方公務員（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の3の規定により臨時的に任用された職員を除く。</u> ）をいう。	第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会の事務部局及び公営企業に常時勤務する一般職の地方公務員（ <u>臨時の職員</u> を除く。）をいう。
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとす	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとす

る。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 当分の間併任とし、本務職員を置かないものとする。</u> <u>(4) 監査委員の事務部局の職員 当分の間併任とし、本務職員を置かないものとする。</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> 2 略	る。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> 2 略
---	--

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、法第3条第2項に規定する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。）の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。 (<u>臨時的任用職員の給与</u>) 第26条 <u>臨時的任用職員（法第22条の3の規定</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、法第3条第2項に規定する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。）の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。 (<u>賃金等で雇用する職員の給与</u>) 第26条 <u>賃金等で雇用する職員</u>については、任

により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。)については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し、給与を支給する。	命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し、 <u>予算の範囲内</u> で給与を支給する。
---	---

(三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）に規定する旅費の例による。	略		三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）に規定する旅費の例による。
略					
三朝町スポーツ推進委員	年額 48,000円		三朝町スポーツ推進委員	年額 48,000円	
			人権教育推進員	月額 96,000円	
			心の教室相談員	月額 80,000円 （当該月の全部又は一部について勤務を要しないと教育委員会が認める月にあつては、教育委員会が別に定めるところにより当該額から当該額の全部又は一部を減じた額）	
			三朝町社会教育指導員	月額 130,000円	
			庁舎管理員	予算の範囲内で町長が別に定める額	
		町長車運転士			
		マイクロバス運転士			
			防災専門員		

			国際交流員（語学指導等を行う招致外国青年）		
			外国語指導助手		
			地域おこし協力隊員		

（三朝町職員の分限に関する条例の一部改正）

第4条 三朝町職員の分限に関する条例（昭和45年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
（休職の効果） 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、同条第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内</u>）において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2及び3 略	（休職の効果） 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2及び3 略

（三朝町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 三朝町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和45年三朝町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額（<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三朝町条例第 号）第4条に規定する基本報酬の額</u>）の5分の1以下に相当する額を減ずる	（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

ものとする。	
--------	--

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児休業をする非常勤職員の給与に係る特例） 第8条の2 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）については、<u>第7条第1項</u>の規定は、適用しない。 <u>2 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）については、第7条第2項の規定は、適用しない。</u> <u>3 略</u> （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（<u>短時間勤務職員を除く。次条及び第19条において同じ。</u>） ア及びイ 略	（育児休業をする非常勤職員の給与に係る特例） 第8条の2 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）については、<u>第7条</u>の規定は、適用しない。 <u>2 略</u> （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア及びイ 略

（三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（臨時的任用職員の休暇） 第17条 臨時的任用職員（<u>地方公務員法第22条の3の規定により</u> 臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、別に定める。	（臨時的任用職員の休暇） 第17条 臨時的任用職員（<u>地方公務員法第22条の規定に基づき</u> 臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、別に定める。

（三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>地方公務員法第22条の3の規定により 臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</u> （1）～（11） 略	（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</u> （1）～（11） 略

（三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員（三朝町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年三朝町条例第10号）第3条第2項に規定する水道課の職員に限る。以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。 (給与の種類) 第2条 <u>職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給与にあっては給料及び手当とし、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては第21条第2項に定めるところによる。</u> 2及び3 略 (再任用職員についての適用除外) 第20条 第5条、第6条、第6条の2及び第7条の2の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。	(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員（三朝町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年三朝町条例第10号）第3条第2項に規定する水道課の職員に限る。以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。 (給与の種類) 第2条 <u>企業職員で常時勤務を要するもの及び</u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、<u>給料及び手当とする。</u> 2及び3 略 (再任用職員についての適用除外) 第20条 第5条、第6条、第6条の2、<u>第7条の2及び第10条</u>の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。 (非常勤職員の給与) <u>第21条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u>

(<u>臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与</u>) <u>第21条 地方公務員法第22条の3の規定により</u> <u>臨時に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時に任用された職員に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、給与を支給する。</u> <u>2 会計年度任用職員の給与の額、種類、支給方法その他給与の支給については、三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三朝町条例第 号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。</u>	
--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。